

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）が、平成30年8月10日付け30医大健第158号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成30年6月27日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成23年度以降、福島県・公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島県立医科大学」という。）・環境省の三者合同による会議にかかる、事前事後にやり取りをしたメールと添付書類の一切及び会議の議事メモ、議事録、配布資料、録音など一切の書類。」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第12条第2項の規定により、平成30年7月11日付けで、開示決定等の期間を平成30年8月10日まで延長する決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 実施機関は、平成30年8月10日付けで、本件請求に対応する公文書は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年8月30日付けで、実施機関に対して審査請求を行い、実施機関は、同年9月3日に審査請求書を収受した。
- 5 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和元年6月6日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。
- 6 審査請求人は、令和2年9月24日付けで、条例第25条第1項に定める意見書を当審査会に提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全部開示の裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由  
審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、次のとおりである。
  - (1) 本件請求は、平成29年に、県民健康調査における甲状腺検査の2次検査において一般保険診療と診断され、その後の経過観察中に「甲状腺がん」と診断された患者が、県の公表するデータの集計外となっていることが判明したことや、環境省が世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）の専門家グループに対し3,500万円を支出し、甲状腺モニタリングの長期戦略を検討すべく支援したことなどを受け、検査の方向性について極めて不透明な状況を認めたために、その意思決定プロセスを確認すべく開示請求を行ったものである。
  - (2) 福島県の開示資料によると、福島県立医科大学甲状腺・内分泌センター長（以下「甲状腺・内分泌センター長」という。）が出席した平成29年8月4日の会議では、

環境省の関係者が7人、福島県立医科大学の関係者が6人、福島県関係者が4人出席している。

また、10月19日の会議では、環境省の関係者が6人、福島県立医科大学の関係者が5人、福島県関係者が4人出席し、3時間近くも甲状腺検査を含めた県民健康調査について意見交換をしている。

しかし、実施機関は、同関係文書は不存在だとしているほか、環境省も不存在だとしている。

- (3) 甲状腺・内分泌センター長が、県民健康調査の費用を使用して、国の機関に5回出張したにもかかわらず、5回全ての出張について事前事後のメールや業務を報告する文書が一切存在しないことはあり得ない。
- (4) 環境省に、本件請求と同じ内容で行政文書開示請求を行ったところ、環境省の処分では、メールは「連絡手段として使用していた」と記載してあることから、存在するはずである。
- (5) メールを含め、関連する全ての文書の存在を再度詳細に調査すること。
- (6) 再調査の結果、もし公文書として保管していないのであれば、甲状腺・内分泌センター長のパソコン、ノート、手帳等を全て調査し、該当時の記録を全て公文書として保存することが行政の義務である。
- (7) 本件審査請求は、2年前に行ったもので、すでにこの間、多くの子供が甲状腺がんになり、中には再発手術やIR治療を受けた子供や、回復の見通しのない子供も存在している。

一方、国・福島県・福島県立医科大学は、本来のスキームであれば把握・集計可能な甲状腺がん結果や手術内容の把握をあえて行わず、また会議録をも保存・公開せず、現在に至っている。

国と県と福島県立医科大学の数時間にわたる会議について、適切な会議録も作成されず、また組織内に共有されずにいることは、実施機関が「歴史的使命」と述べていたことと矛盾する。

- (8) 万が一、本件会議における議事録が破棄されていた場合、審査会は、実施機関に対して、県民健康調査に関わるメールや会議録の一切について保管と開示を行うよう勧告されたい。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が対象公文書を不開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 対象公文書の特定について

対象公文書は、県民健康調査にかかる環境省、福島県及び福島県立医科大学の三者合同の会議（以下「本件会議」という。）に関する記録の一切であると解した。

##### 2 不開示理由について

- (1) 県民健康調査は、環境省からの交付金を原資に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」を活用して、福島県が実施本体、実施機関は福島県から委託を受けた実施団体という位置付けのもと実施されている。

本件会議は、県民健康調査を実施するに当たっての意見交換であり、実施機関は、各種の質問に対し医学的な面から回答を行ったものである。

- (2) 会議の日時や場所等の事務的な連絡は、県から電話により案内されており、実施機関と環境省とが直接電子メールを送受信したことはなく、また、会議当日及びその前後に、資料を作成・配付及び受領した事実はない。

さらに、本件会議の内容は、口頭による報告で済む内容であったことから、別途、平成30年5月24日付けで開示決定を行った復命書以外に公文書は作成していない。

以上のとおり、対象公文書を取得し、又は作成していないことから、対象公文書の不存在を理由として本件処分を行った。

- (3) 平成30年8月30日付け本件審査請求を受けて、改めて文書を検索するとともに、本件会議出席者に再度確認を行ったが、対象公文書の存在は確認できなかった。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、対象公文書を保管していないのであれば、甲状腺・内分泌センター長のパソコン、ノート、手帳等を全て調査し、該当時の記録を全て、公文書として保存することが行政の義務であると主張する。

しかし、当該主張は、本件処分と何ら関係がなく、認められない。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

### 2 対象公文書について

対象公文書は、本件会議の事前事後に福島県又は環境省とやり取りをしたメールと添付書類の一切及び本件会議の議事メモ、議事録、配付資料、録音など一切の書類であると考えられる。

### 3 本件処分の妥当性

- (1) 開示請求者は、意見書において、環境省においても本件会議の関係文書は不存在であったと主張する。

- (2) 当審査会において調査したところ、本件会議に出席した県においては、平成30年6月27日に、本件請求と同内容の公文書開示請求を受けているが、保有している公文書は平成29年5月19日、同年8月2日及び同年10月19日出張分の3件の復命書のみ（事前事後にやり取りをしたメールや本件会議での配付資料など、復命書以外の書類は不存在）であるとして、平成30年8月10日付けで開示決定していることを確認した。

- (3) 審査請求人が主張するように、国の機関への出張が複数回あった場合、通常は、

事前事後の連絡調整に関する文書や何らかの資料が存在するものと思われるが、上述のとおり環境省及び県も同様に対象公文書を保有しておらず、他に本件処分を覆すに足りる特段の事情も見いだせない。

したがって、本件対象公文書を取得し、又は作成しておらず保有していないとする実施機関の説明は、是認せざるを得ない。

- (4) 審査請求人は、万が一、本件会議における議事録が破棄されていた場合は、実施機関に対して、県民健康調査に関わるメールや会議録の一切について保管と開示を行うよう勧告すること、その他種々主張する。

しかし、審査請求人の前者の主張については、議事録の破棄の事実は確認されておらず、また、後者の主張も当審査会の判断を左右するものではない。

#### 4 結 論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年6月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書（写）を收受
令和2年2月19日 （第287回審査会）	・審査請求の経過説明 ・審議
令和2年3月17日 （第288回審査会）	・実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・審議
令和2年7月13日 （第291回審査会）	・審議
令和2年8月24日 （第292回審査会）	・審議
令和2年9月24日 （第293回審査会）	・審議
令和2年10月20日 （第294回審査会）	・審議
令和2年11月16日 （第295回審査会）	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

※ 渡辺委員は福島県情報公開審査会規則第3条第5項の決議により審議不参加